平成２５年（フ）第９９４号
大阪府枚方市長尾荒阪２丁目3208番地の14、開始決定時の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日２丁目155番地
破産者　大桑　年子
1　期日　平成26年１月22日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年12月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９１０号
大阪市中央区安堂寺町１丁目６－４　第二山村ビル３階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区上本町西１丁目４番15号　エクセルコート上町303号
破産者　株式会社津島総合サービス
1　期日　平成26年１月14日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９１１号
大阪市中央区上本町西１丁目４番15号　エクセルコート上町303号
破産者　岡山　幸雄
1　期日　平成26年１月14日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２４４号
大阪市住吉区大領１丁目３番５号、前住所大阪市中央区上本町西１丁目４番15号
破産者　岡山　佳津
1　期日　平成26年１月14日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３９３号
新潟市北区朝日町１丁目10番５号
破産者　笠原　　裕
免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
平成25年12月４日　　新潟地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第７号
本店所在地高知市旭町３丁目57番地１
清算株式会社　株式会社かもめ
代表清算人　中村　信輔
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高知地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０５４号
東京都港区南青山３丁目１番30号
清算株式会社　株式会社ビー・２１
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画認可

平成２３年（ミ）第２号
大阪市淀川区西中島６丁目２番３号
更生会社　株式会社ミキシング
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
はじめに（省略）
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針
第１節　更生計画の骨子
更生会社は現在事業を行っておらず、手許現預金以外にみるべき資産はなく、今後も弁済原資となり得る目ぼしい収入が得られる見込みはない。
本件更生計画案は、本件事業譲渡代金を主とする更生会社の手許現預金から今後の手続に要する最低限の費用等の引当額を控除した残額を原資として全ての更生債権者等に対し、会社更生法の機序に従った平等な一括弁済を実施し、更生会社は解散のうえ清算することを骨子とするものである。
第２節　更生債権等の弁済方法の基本方針
1　弁済の基本方針
本件更生計画案では、平成25年８月31日時点の弁済原資となりうる資産価値の総額から、管財人報酬として見込まれる金員及び今後の手続費用に要すると見込まれる金員の合計額を控除した残額をもって更生債権等の弁済原資とする。
上記弁済原資のうち３億8447万6500円の預金については更生担保権にかかる担保権の目的物であるため、更生計画認可決定後２か月を経過する日の属する月の末日限り、更生担保権者であるサンステージに一括して弁済する。
また、優先的更生債権（租税）の本税についても、更生計画認可決定後２か月を経過する日の属する月の末日限り全額を納付する。
そして、その余の弁済原資をもって、一般更生債権の元本及び更生手続開始決定日の前日までに発生した利息・遅延損害金の合計（以下「元本等更生債権」という。）の0.3％について、更生計画認可決定確定後２か月を経過する日の属する月の末日限り、一括して弁済する。
2　清算配当率との比較
別紙２「貸借対照表（平成23年10月25日現在）」記載のとおり、本件更生手続開始決定日時点で更生会社が破産したと仮定した場合、更生会社の資産の清算残高は約２億9000万円であり、ここから別除権付破産債権、財団債権及び優先的破産債権の弁済並びに清算費用を考慮した配当原資を一般破産債権の金額で按分すると、一般破産債権に対する配当率は最大でもマイナス0.18％となる。破産手続においては、サンステージが別除権者として自由に担保権の権利行使をすることが可能であるため、更生会社は本件差押によって、本件建物等の維持管理費用を支弁するに足る賃料収入を得ることができず、かつ、その手許現預金は財団債権さえ支払うに足りる状態ではなかったからである。また、別紙３「貸借対照表（平成25年８月31日現在）」記載のとおり、本件更生計画案作成時点で更生会社が破産したと仮定した場合、手続費用をさらに要する見込みであるため、配当率は0.27％となることが見込まれ、また、配当に至るまでさらに長期間を要することにもなる。
したがって、一般更生債権者に対しても元本等更生債権の0.3％の弁済を早期に実施する内容の本件更生計画案が、いかなる意味においても清算価値保障原則を満たすものであることは明らかである。
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法
第１節　弁済に関する通則的事項
1　用語の定義
会社更生法に定めるほか、次のとおりとする。
⑴　一般更生債権
優先的更生債権及び約定劣後更生債権を除く更生債権をいう。
⑵　優先的更生債権
一般の優先権（会社更生法第138条第１項第２号）がある更生債権をいう。
⑶　延滞金等
租税等の請求権にかかる、延滞税、利子税又は延滞金をいう。
⑷　確定更生債権
確定している一般更生債権をいう。
2　弁済に関するその他の定め
⑴　端数の処理
更生債権の権利の変更による免除額の算出における１円未満の端数は切り捨てる。
⑵　弁済の方法
更生計画に基づく弁済は、更生債権者等が指定する日本国内の金融機関の預貯金口座に振り込む方法により行うものとし、振込手数料は更生会社の負担とする。ただし、更生債権者等が弁済期限までに預金口座を指定しなかった場合、管財人は、弁済時における管財人の法律事務所において、午前10時から午後４時までの間に、更生計画に基づく弁済を行う。
租税等の請求権に関する納付は徴収権者の指定する場所において行う。